

地域センター災害時対応型軽食等自動販売機設置事業者 募集要項

1. 目的

地域センターのサービスの向上や公有財産の有効活用を図るため、「募集物件」へ軽食等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を競争により選定します。

応募された方の中から、売上額に応じた貸付料について最も高い料率を提示した応募者を自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）として決定します。

2. 募集物件

所在地	貸付場所	貸付面積(㎡)	台数
東京都町田市忠生 3丁目14番地2	忠生市民センター	1.5	1台

3. 応募資格要件

次に該当する法人は、応募することができません。（決定後、要件を満たしていないことが判明したときは、決定を取り消します。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 正当な理由なくして町田市との契約を過去3年間に遡り履行しなかった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者又は、暴力団員が実質的に支配している会社等
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理運営する期間が過去2年間以上の実績を有していない者

4. 募集条件等

(1) 貸付条件等

① 貸付期間

貸付期間は2026年4月1日から2031年3月31日までとします。

なお、貸付物件は地方自治法第238条の4、町田市公有財産規則等に基づく行政財産の使用許可を有するものであるため、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用を制限する場合があります。

② 貸付料（行政財産使用料及び売上額に応じた貸付料）

・ 貸付料は、行政財産使用料と売上額に料率を乗じ得た金額（円未満は切り捨て）を合算したものとします。

【行政財産使用料】

・行政財産使用料は、行政財産使用許可書に記載の金額とします。その額は、町田市が行政財産使用許可を行う都度（毎年度）算出するものとします。

参考のため、2025年8月時点算出の使用料を別紙にてお示しします。

・行政財産使用料は年度ごとに支払うものとします。各年度に町田市が物件ごとに発行する納入通知書により指定期限までに納入してください。

【売上額に応じた貸付料】

・売上額に応じた貸付料の料率は、小数点第二位までの料率(%)で申し込みしてください。

・設置事業者は、売上状況（月別数量および月別金額）を四半期毎にまとめ、その最終月の翌月15日までに売上報告書を物件ごとに町田市へ提出してください。町田市が物件ごとに発行する納入通知書により指定期限までに納入してください。

(2) 設置業者決定方法

売上額に応じた貸付料の最高料率を提示した事業者を設置事業者とします。

ただし、最高料率を提示した者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合は、次点の方を設置事業者とします。

(3) 必要経費の負担

自動販売機の電気量を測定する計量器（検定有効期間内の電気の子メーター）を設置事業者において設置してください。

自動販売機および、計量器の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(4) 光熱水費の徴収

光熱水費については設置事業者の負担とし、町田市が発行する納入通知書により指定する期限までに納入してください。

(5) 自動販売機の規格等

設置する自動販売機は、「地域センター災害時対応型軽食等自動販売機設置 協定書」に従ってください。

(6) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ①貸付の条件を遵守し、賃料及び光熱水費を確実に納入すること。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、町田市の指示に従うこと。
- ④販売品目はパン及び栄養補給食品などの軽食等とし、標準小売価格以下とすること。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ①商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理は、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、回収ボックスは、設置場所面積内に自動販売機と共

に納まること。

③衛生管理者及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
(壁及び床等へアンカーボルト等による固定を行う場合は、事前に町田市の承諾を得ること。)

⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

⑥節電対策のため、市から指示があった場合には照明消灯に協力すること。

⑦販売本数及び売上額について、市から指示があった場合には速やかに報告すること。

(8) 商品等の盗難及び破損

町田市の責に帰することが明らかな場合を除き、町田市はその責を負わないこと。なお、設置事業者は自動販売機及び商品等が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期限が満了又は契約が解除あるいは取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を町田市に請求することができません。

5. 応募と事業者の決定等

(1) 応募

下記提出期限までに必要な書類をメール (PDF) にて提出してください。

① 提出期限 2025年10月31日(金)午後5時00分必着

窓口業務時間、午前8時30分～午後5時00分まで (休館日を除く)

② 提出先 町田市役所市民総務課 (町田市森野2-2-22 町田市役所2階201)

メール: siminbu150@city.machida.tokyo.jp

担当: 戸上・佐藤 (TEL 042-724-4346)

③必要な書類 (各1部)

- ・売上額に応じた貸付料の料率 (%、小数点第二位まで) が記載された見積書
- ・設置予定自動販売機の仕様・設置図面 (カタログ可)

(2) 設置事業者の決定

①提出された見積書に記載された料率のうち、最高料率を提示した事業者を設置事業者とします。

②最高料率を提示した事業者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

③設置事業者を決定したときは、事業者名及び金額を、町田市ホームページ等にて参加事業者名、希望貸付価格と共に公表する場合があります。

④設置事業者を決定後、契約、設置などに係る手続きについて説明を行います。

6. 契約の手続き

設置事業者は市民総務課からお送りした協定書および、町田市行政財産目的外使用許可申請書を提出期日（別途ご案内します。）までに提出してください。

7. 条件の厳守について

協定条件を厳守してください。協定条件に違反したときは、協定期間中であっても協定を解除することがあります。この場合において、協定を解除されたことにより損害が生じても、町田市はその補償及び賃料の返金はいりません。

8. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募資格を失った場合。
- ③ 町田市の施設における自動販売機設置事業者募集に応募し、設置事業者に決定した者が、正当な理由なくして辞退した場合。

9. 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低価格を下回る価格によるもの。
- ② 応募事業者の記名押印がないもの。
- ③ 応募に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ④ その他価格提案に関する条件に違反したもの。
- ⑤ その他必要書類に不備があるもの。

10. その他

手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。